

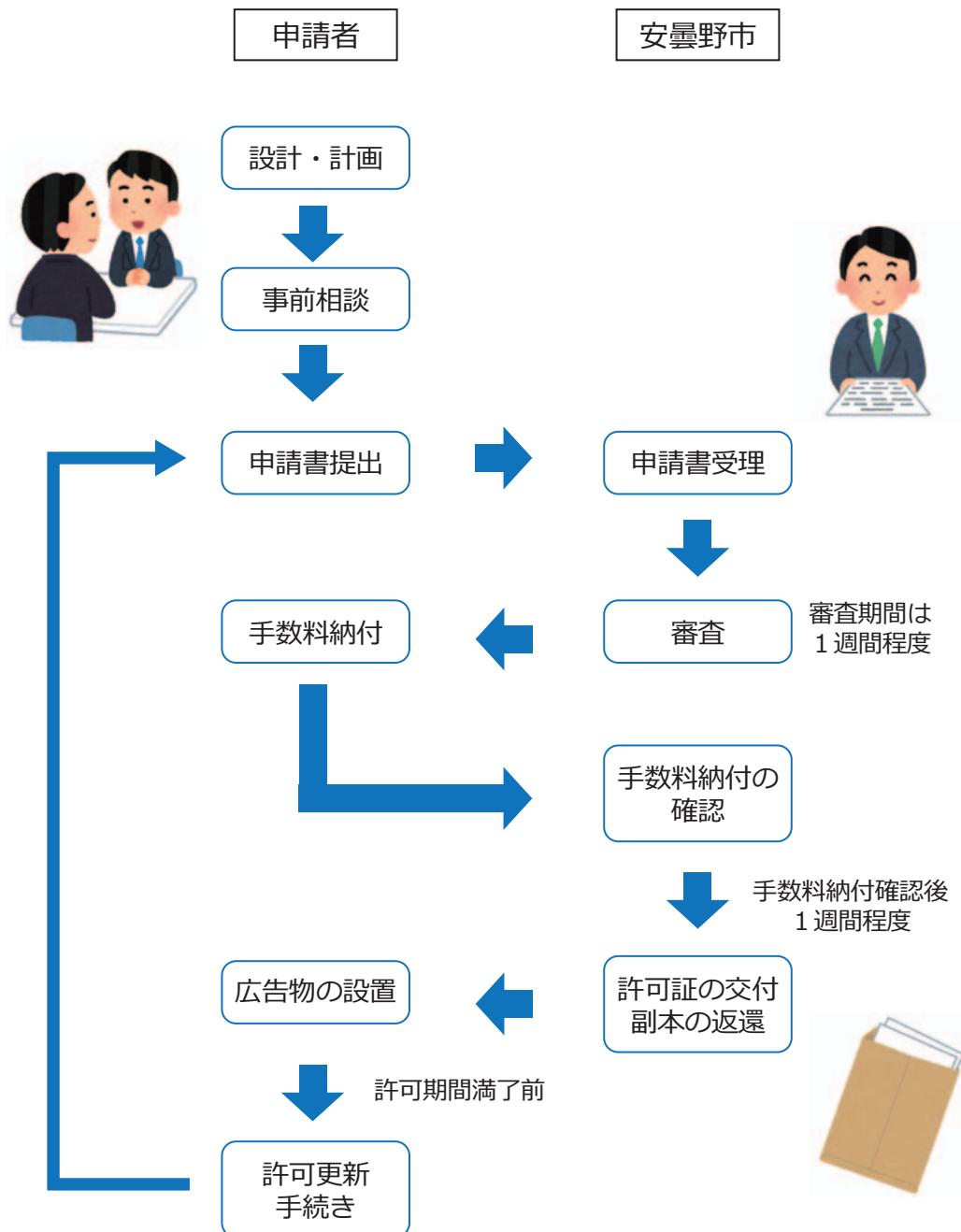
# 安曇野市屋外広告物条例のしおり



第2版  
安曇野市

# 安曇野市屋外広告物条例 手続きの流れ

安曇野市内で屋外広告物を表示・設置する場合、安曇野市屋外広告物条例に基づく手続きが必要です。条例の施行前から表示・設置されていたものも、塗替・修繕等の改造を行う際には手続きが必要です。



## 許可申請に必要な書類

- ・申請書（様式第1号）
- ・付近の見取図（計画している場所がわかるもの）
- ・現況写真（広告物設置前の状況がわかるもの）
- ・配置図（広告物の配置がわかるもの）
- ・広告物の仕様書（形状、寸法、意匠、色彩がわかるもの）
- ・安全点検報告書（様式第1号の2：許可更新時のみ）

## 許可期間 5年

※はり紙、はり札等、広告旗、立看板、アドバリーンは6ヶ月

# 目 次

## 1 はじめに

---

(1) 条例制定の背景と目的（条例第1条） .....	1
(2) 屋外広告物の定義とあり方（条例第2条・第3条） .....	1

## 2 規制内容

---

(1) 禁止物件（条例第4条） .....	3
(2) 禁止広告物（条例第5条） .....	4
(3) 規制地域の区分（条例第6条） .....	5
(4) 規制地域ごとの許可基準（条例第7条第2項）	
ア 第1種規制地域の許可基準 .....	7
イ 第2種規制地域の許可基準 .....	8
ウ 第3種規制地域の許可基準 .....	9
エ 全規制地域共通の許可基準 .....	10
(5) 許可申請等の適用除外の基準（条例第8条）	
ア 禁止物件・許可申請の適用除外 .....	11
イ 許可申請の適用除外 .....	12

## 3 手続内容

---

(1) 許可申請	
ア 広告物等を表示・設置・改造するとき（条例第7条第1項） .....	13
イ 許可を受けた広告物等を変更・移転するとき（条例第12条） .....	13
ウ 許可期間満了後、継続して広告物等を表示・設置するとき（条例第13条） ..	13
(2) 許可申請に必要な添付書類（規則第4条） .....	13
(3) 手数料（条例第27条） .....	14
(4) 廃止等の届出（条例第14条） .....	14
(5) 安全管理義務（条例第18条） .....	15
(6) 違反等に対する措置・罰則	
ア 許可の取消し（条例第15条） .....	16
イ 許可の失効（条例第16条） .....	16
ウ 除却等の義務（条例第19条） .....	16
エ 違反に対する措置命令（条例第20条） .....	16
オ 罰則（条例第29条・第30条・第31条） .....	16
参考 許可基準に関する用語の補足説明 .....	17

# 1 はじめに

## (1) 条例制定の背景と目的（条例第1条）

屋外広告物は、店舗や事業所の場所案内、商品やサービスに関する情報提供など、私たちの日々の暮らしの中で、身近な情報伝達の手段の一つとなっています。また、優れたデザインの広告物は、街並みに活気を与えていたり、ランドマークとして地域の景観づくりに寄与する効果もあります。

一方で、広告物の形態や状態によっては、景観や安全性の面で問題となる場合もあり、良好な景観づくりや安全確保の観点から、広告物の適切な表示や設置を促し、良好な状態を維持していくしくみは不可欠です。

そうした中で、平成23年3月に安曇野市景観計画を策定した本市では、平成23年4月から施行した安曇野市景観条例に加えて、平成24年10月1日から安曇野市屋外広告物条例（以下「条例」）を施行しました。

この条例は、屋外広告物法に基づき、

長野県屋外広告物条例に代わり、広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」）に係る規制基準や手続きを定めたもので、安曇野市における広告物等の表示又は設置における安全の確保及び地域に育まれてきた景観への調和を図ることにより、次世代に誇れる景観づくりの推進に寄与することを目的としています。

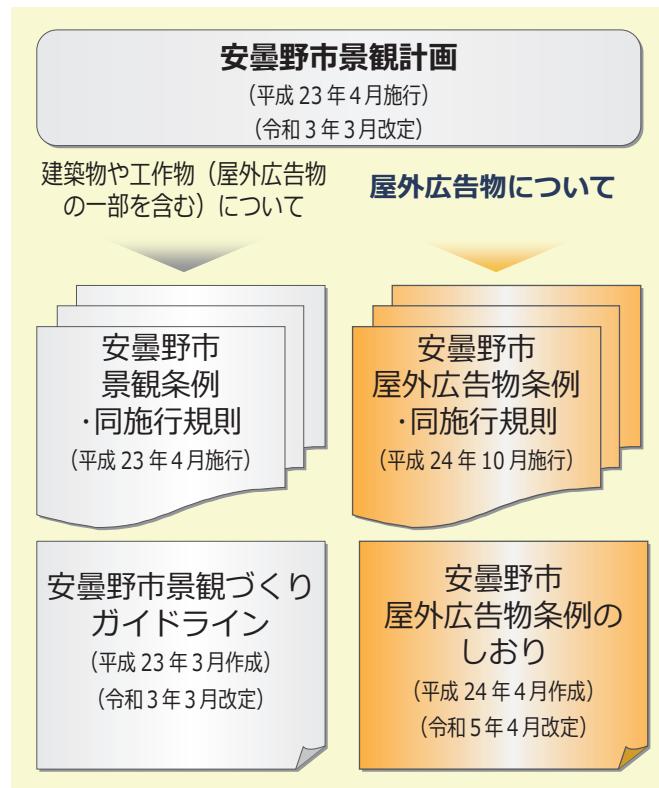
## (2) 屋外広告物の定義とあり方（条例第2条・第3条）

屋外広告物とは、次の4つの要件すべて満たすもので、表示・設置する場所や形態によって、次ページに示すようないくつかの種類に分類できます。

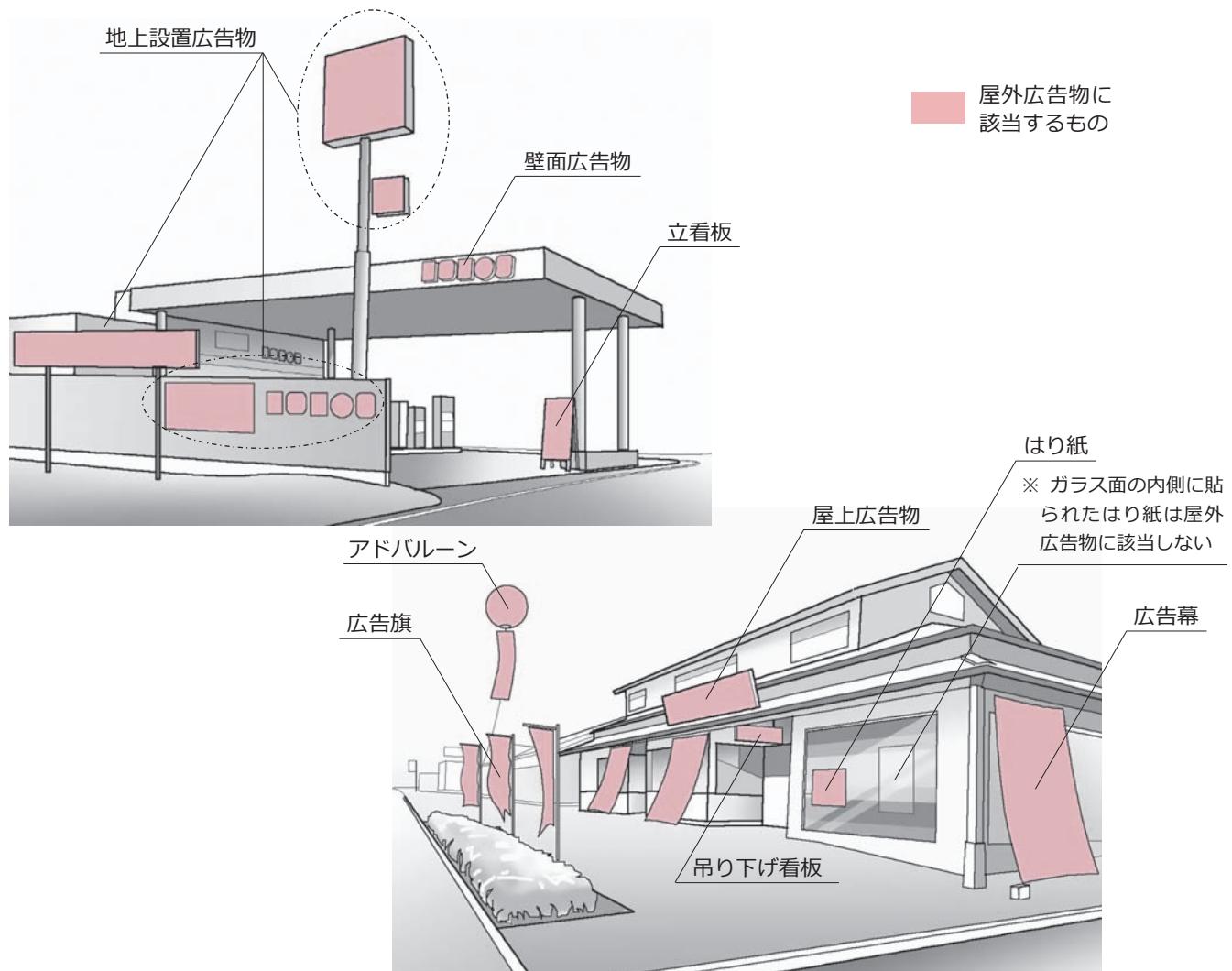
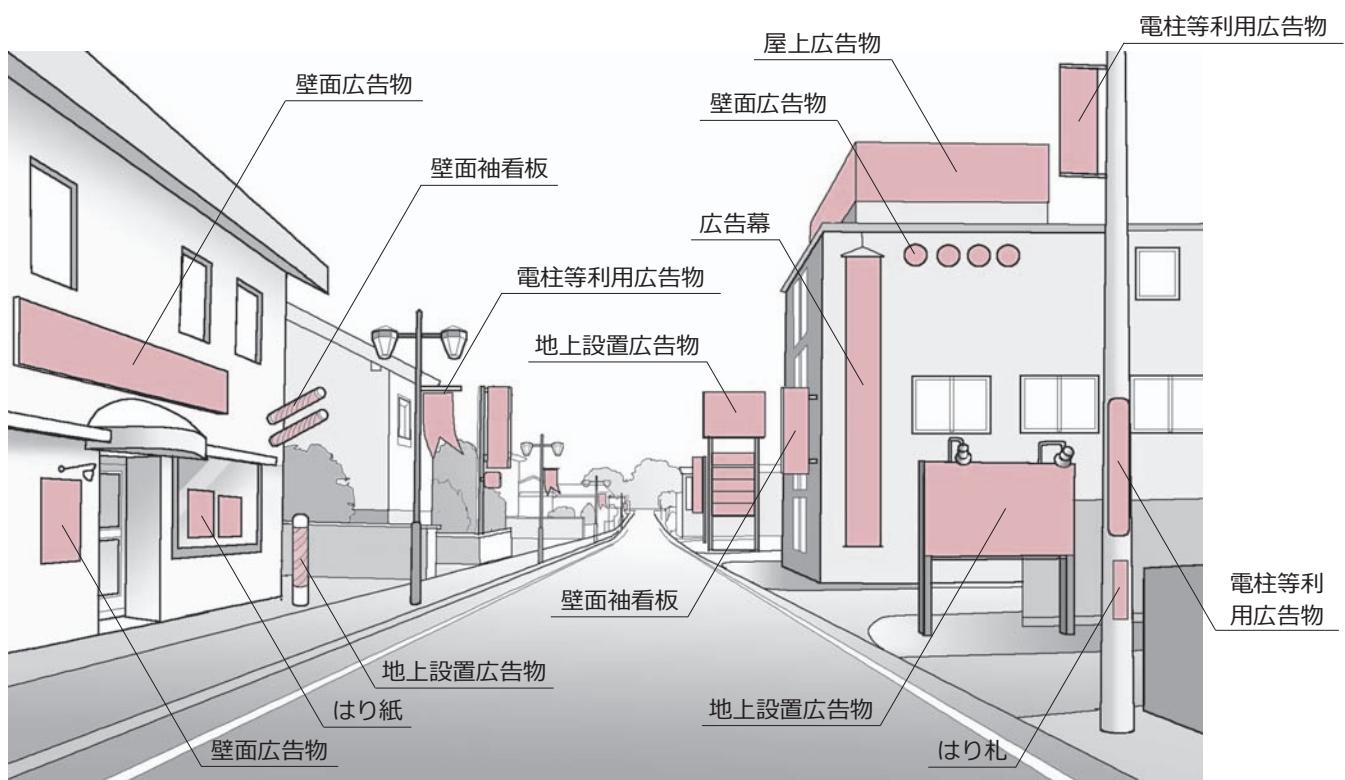
- ・常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ・屋外で表示されるものであること。
- ・公衆に表示されるものであること。
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類すること。

条例では、広告物等のあり方として、次の2つのこととを定めています。

- ・広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとすること。
- ・広告物等は、これらを表示し、設置し、又は管理する者の責任において、修繕・補強・塗替えその他必要な管理により、良好な状態を保持すること。



安zen野市屋外広告物条例の位置付け



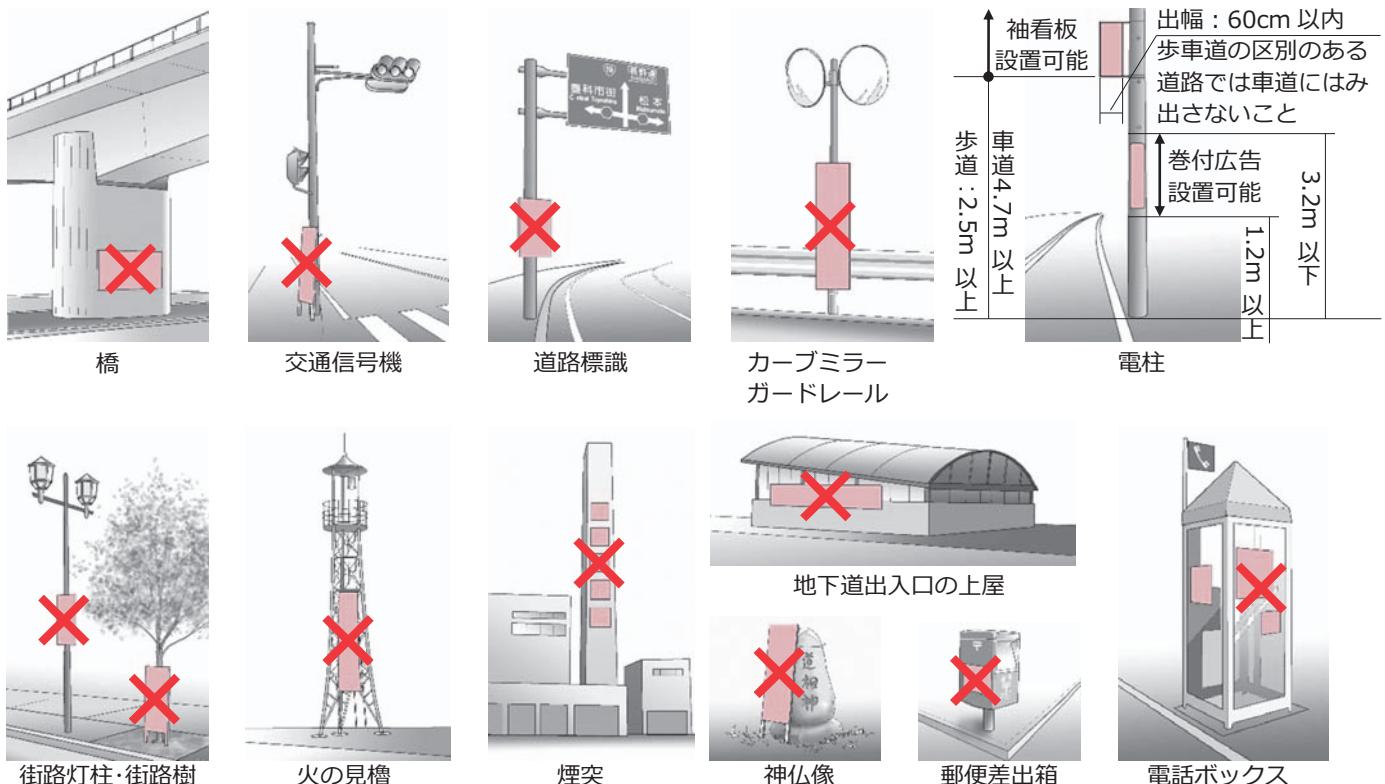
## 2 規制内容

### (1) 禁止物件 (条例第4条)

次に掲げる物件に、広告物等（11ページに示す適用除外となるものを除く。）を表示・設置することは禁止されています。

- ① 橋、高架構造物、トンネル及び道路の防護施設
- ② 交通信号機、道路標識、道路交通情報の管理施設、道路反射鏡、里程標並びに道路上の柵及び駒止
- ③ 電柱及び街路灯柱（規則に定める基準を満たすものは除く。）
- ④ 街路樹及び路傍樹
- ⑤ 銅像、記念碑及び神仏像
- ⑥ 防災無線塔、火の見櫓及び消火栓その他防災施設
- ⑦ 送電塔、送受信塔、路上変電塔、煙突、ガスタンク及び貯水塔
- ⑧ 公衆便所、地下道出入口の上屋、公衆電話ボックス及び郵便差出箱
- ⑨ 景観重要樹木（景観法第28条第1項）及び景観重要建造物（景観法第19条第1項）

今後、上記以外に良好な景観・風致の維持、公衆に対する危害の防止のために必要があるものについては、景観審議会の意見を聴いて、追加指定される場合もあります。



## (2) 禁止広告物（条例第5条）

次に掲げる広告物等は、表示・設置することが禁止されています。

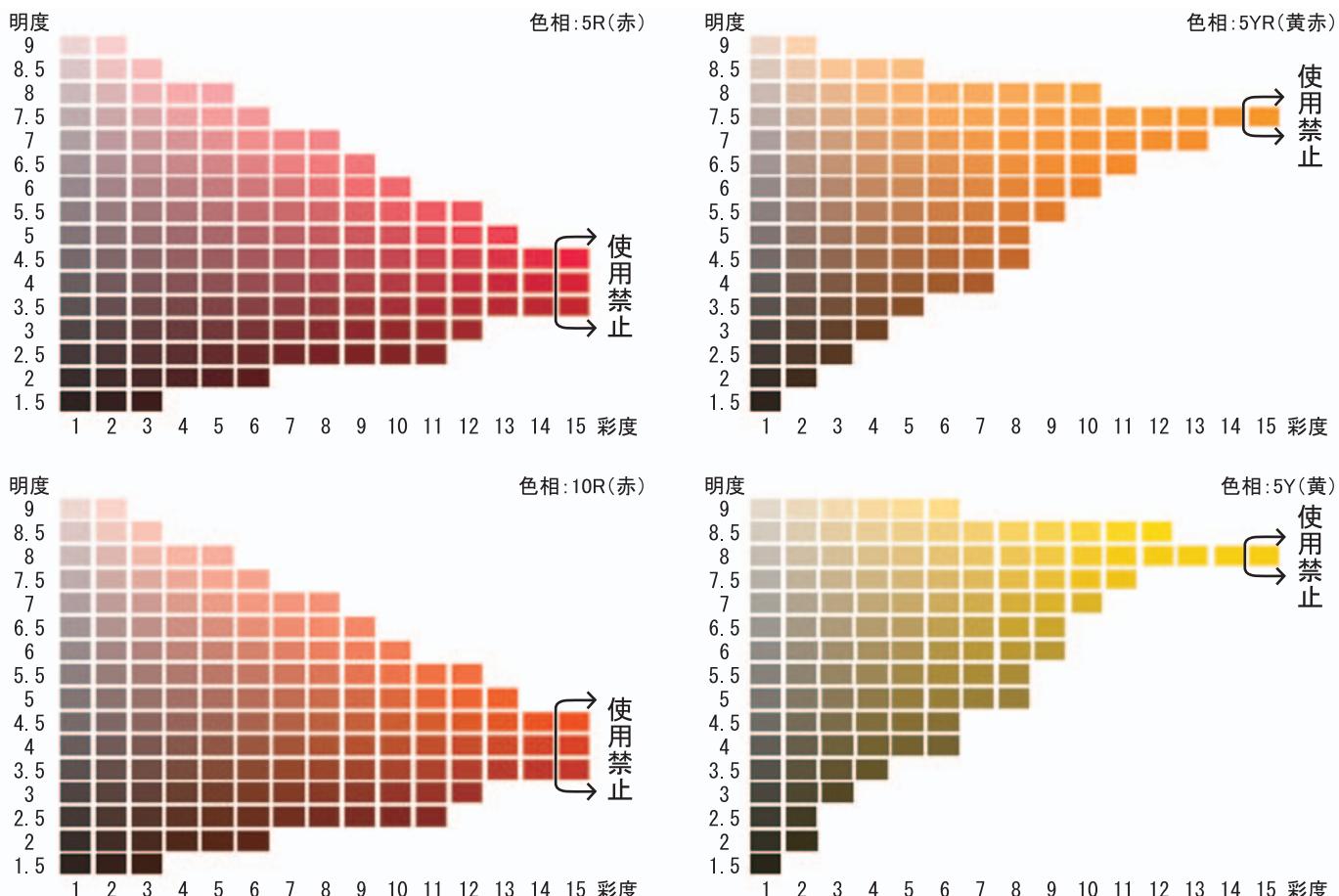
- ① 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ② 破損し、汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離しているもの
- ③ 交通信号機又は道路標識等の効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ④ 地色<sup>※1</sup>に彩度<sup>※2</sup>15以上の中を使用しているもの（保安上使用する場合を除く。）
- ⑤ 蛍光塗料又は夜光塗料を使用しているもの（保安上使用する場合を除く。）
- ⑥ 天空を照らす照明器具を使用しているもの

今後、上記以外に良好な景観・風致の維持、公衆に対する危害の防止のために必要があるものについては、景観審議会の意見を聴いて、追加指定される場合もあります。

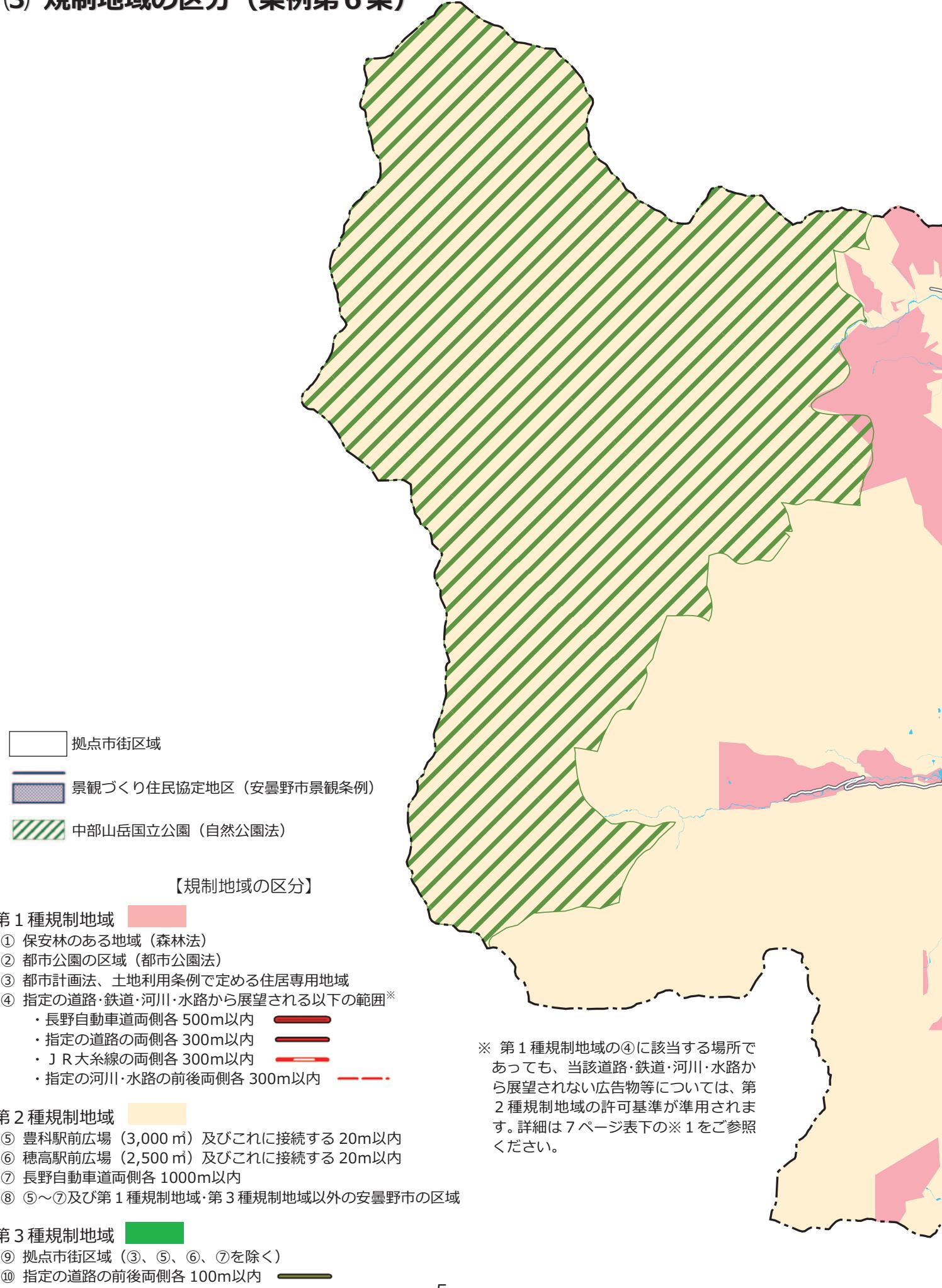
※1 「地色」については、17ページ参照。

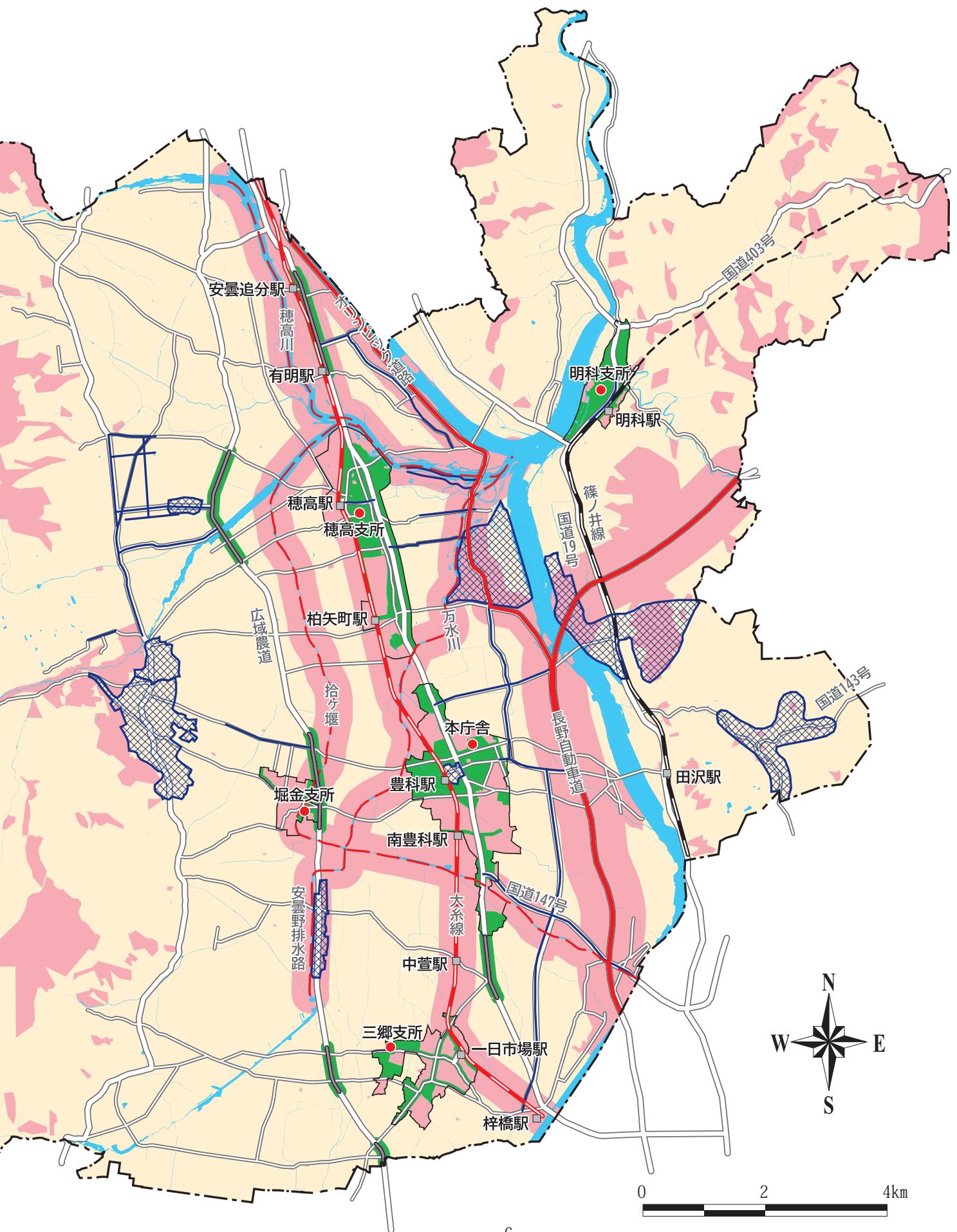
※2 「彩度」については、18ページ参照。下図はマンセル値参考例

（マンセル値参考例）



### (3) 規制地域の区分（条例第6条）





## (4) 規制地域ごとの許可基準（条例第7条第2項）

### ア 第1種規制地域の許可基準

項目		基 準 内 容
所有形態		自己用広告物以外は表示・設置不可
1敷地当たりの表示面積の合計		10m <sup>2</sup> 以下
①屋上広告物	本体の高さ	表示・設置不可
	表示面積	
	その他	
②壁面広告物	表示面積	1面で5m <sup>2</sup> 以下 かつ壁面面積の4／10以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さない
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えない かつ下端の高さが道路から4.7m以上（歩道の場合にあっては、2.5m以上）
	表示面積	1面で2.5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で5m <sup>2</sup> 以下
	出幅	壁面からの出幅 1.2m以下
		道路上への出幅 1.0m以下
④地上に設置する広告物等	高さ	7m以下
	表示面積	1面で2.5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で5m <sup>2</sup> 以下
①～④共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しない
	色彩	地色の彩度 6以下

※1 第1種規制地域における指定の道路・鉄道・河川・水路からの所定の展望範囲で、かつ、保安林・都市公園・住居専用の用途地域又は準用途地域のいずれにも該当しない場所で、当該道路・鉄道・河川・水路（堤防、側道含む。）に向けて、表示・設置しない広告物等については、上記基準に代えて、第2種規制地域の基準（8ページ参照）を準用し、当該広告物等の表示面積は、1敷地当たりの表示面積の合計に含めないものとします。ただし、当該合計に含めない広告物等を含めた1敷地当たりの表示面積の合計は、50m<sup>2</sup>を超えないものとします。2種準用可能かどうかは担当課にご確認ください。

※2 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示・設置するものについては、別途定める基準（10ページ 工①参照）によります。

## イ 第2種規制地域の許可基準

項目		基 準 内 容
所有形態		—
1 敷地当たりの表示面積の合計		50m <sup>2</sup> 以下
①屋上広告物	本体の高さ	5 m以下 かつ建築物の高さの 5/10以下
	表示面積	1面で15m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で40m <sup>2</sup> 以下
	その他	建築物から横にはみ出さない かつ最上階の屋上に設置しない かつ建築物 1棟につき 1個
②壁面広告物	表示面積	1面で25m <sup>2</sup> 以下 かつ壁面面積の 4/10以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さない
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えない かつ下端の高さが道路から4.7m以上（歩道の場合にあっては、2.5m以上）
	表示面積	1面で2.5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で 5 m <sup>2</sup> 以下
	出幅	壁面からの出幅 1.2m以下
		道路上への出幅 1.0m以下
④地上に設置する広告物等	高さ	自己用広告物：10m以下 自己用広告物以外：5 m以下
	表示面積	1面で10m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で20m <sup>2</sup> 以下
①～④共通	照明	自己用広告物 ：動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2以内 自己用広告物以外 ：動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しない
	色彩	地色の彩度 7以下

\* 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示・設置するものについては、別途定める基準（10 ページ 工 ①参照）によります。

## ウ 第3種規制地域の許可基準

項目		基 準 内 容
所有形態		—
1 敷地当たりの表示面積の合計		250m <sup>2</sup> 以下
①屋上広告物	本体の高さ	13m以下 かつ建築物の高さの 5/10以下
	表示面積	1面で40m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で160m <sup>2</sup> 以下
	その他	建築物から横にはみ出さない かつ建築物 1棟につき 1個
②壁面広告物	表示面積	1面で50m <sup>2</sup> 以下 かつ壁面面積の4/10以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さない
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えない
	表示面積	1面で 5 m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で10m <sup>2</sup> 以下
	出幅	壁面からの出幅 1.5m以下
		道路上への出幅 1.0m以下
④地上に設置する広告物等	高さ	自己用広告物 : 13m以下 自己用広告物以外 : 10m以下
	表示面積	1面で25m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で50m <sup>2</sup> 以下
①～④共通	照明	自己用広告物 : 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2以内 自己用広告物以外 : 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しない
	色彩	地色の彩度 15未満

※ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示・設置するものについては、別途定める基準（10 ページ 工 ①参照）によります。

## 工 全規制地域共通の許可基準

### ① 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示・設置するもの

項目		基 準 内 容
表示内容		名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの
表示方法	表示面積	1 地点又は 1 施設につき、 1 面で 2.5m <sup>2</sup> 以下かつ全面で 5m <sup>2</sup> 以下
	高さ	5 m以下
	色彩	地色の彩度 15未満
	その他	次に掲げるものを使用しない ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの
個数		1 地点又は 1 施設について安曇野市の区域内における表示・設置の箇所が 2 個以内

### ② その他

項目		第 1 種規制地域 における基準内容	第 2 種及び第 3 種規制地域 における基準内容
アドバルーン	大きさ	表示・設置不可	幅 1.5m 以下 かつ縦 13m 以下
	高さ		気球上端まで 40m 以下
広告幕	表示面積	5 m <sup>2</sup> 以下	30m <sup>2</sup> 以下
	その他	1 枚以下	
広告旗	大きさ	幅 0.6m 以下 かつ縦 1.8m 以下	幅 0.6m 以下 かつ縦 1.8m 以下
	高さ	上端まで 2.5m 以下	上端まで 3 m 以下
	その他	5 本以下	
はり紙、 はり札等	表示面積	1 面で 0.5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で 1 m <sup>2</sup> 以下	1 面で 1 m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で 2 m <sup>2</sup> 以下
	その他	10 枚以下 かつ同一のものを 2 枚以上継 けて貼り付けない	同一のものを 2 枚以上継 けて貼り付けない
立看板	表示面積	1 面で 0.5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で 1 m <sup>2</sup> 以下	1 面で 1 m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で 2 m <sup>2</sup> 以下
	高さ	上端まで 1.5m 以下	上端まで 2 m 以下
	その他	3 枚以下	

### <補足メモ> 景観づくり推進地区を定めた場合

安曇野市景観条例に基づく景観づくり推進地区を定めた場合は、所定の手続を経て、当該地区独自の許可基準を定めることができます。これを定めたときは、該当する規制地域の許可基準に代えて、当該地区的許可基準が条例の基準として適用されます。

## (5) 許可申請等の適用除外の基準（条例第8条）

### ア 禁止物件・許可申請の適用除外

次に掲げる広告物等は、禁止物件及び許可申請の適用除外となります。

- ① 法令により表示・設置することが義務付けられたもの
- ② 公職選挙法に基づく選挙活動や政治活動のために表示・設置するもの
- ③ 祭典、年中行事、冠婚葬祭など慣例上一時的に表示・設置するもの
- ④ 国又は地方公共団体が、公益上の必要に基づき表示・設置するもの
- ⑤ 所有者・管理者が、自己の管理の土地・物件に管理上の必要に基づき表示・設置するもので、下表の基準を満たすもの

項目	基 準
表示面積	1面 1m <sup>2</sup> 以下
高さ	2m以下

### イ 許可申請の適用除外

次に掲げる広告物等は、許可申請の適用除外となります。

- ① 道路工事その他の工事における安全の確保、又は公衆利便の増進のため、一時的に表示・設置する工事用の案内標識類
- ② 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
  - ・防災・防犯・交通安全・環境保全・公衆衛生その他公益上の宣伝告知※
  - ・会合その他催物に関するもの
  - ・はり紙・はり札等・立看板・広告旗・広告幕類
  - ・報道機関が設置する時事速報等
- ③ 自己用広告物で、12ページ①②に示す基準を満たすもの

※ 公益上の宣伝告知とは、憲法で保障されている表現の自由に基づき、私的私益を離れ、個人の意見・信条等を公に宣伝告知するものをいいます。

## ①自己用広告物における許可申請の適用除外の基準内容その1

項目		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域
1敷地当たりの表示面積の合計		10m <sup>2</sup> 以下	15m <sup>2</sup> 以下	20m <sup>2</sup> 以下
屋上広告物		表示・設置不可	全て許可が必要	
壁面広告物	表示面積	全面で5m <sup>2</sup> 以下 かつ壁面面積の4/10以下	全面で10m <sup>2</sup> 以下 かつ壁面面積の4/10以下	全面で15m <sup>2</sup> 以下 かつ壁面面積の4/10以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さない		
袖看板	高さ	壁面の上端を超えない かつ下端の高さが道路から4.7m以上（歩道の場合にあっては、2.5m以上）		
	表示面積	1面2.5m <sup>2</sup> 以下かつ全面で5m <sup>2</sup> 以下		
	出幅	壁面から1.2m以下かつ道路上1.0m以下		
地上に設置する広告物等	高さ	5m以下	7m以下	8m以下
	表示面積	1面2.5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で5m <sup>2</sup> 以下	1面5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で10m <sup>2</sup> 以下	1面10m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で20m <sup>2</sup> 以下
共通	照明	動光・点滅を伴う照明、 ネオンその他これらに類するものを使用しない	動光・点滅を伴う照明、 ネオンその他これらに類するものを使用するものは 全て許可が必要	動光・点滅を伴う照明、 ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2以内
	色彩	地色の彩度 6以下	地色の彩度 7以下	地色の彩度 15未満

## ②自己用広告物における許可申請の適用除外の基準内容その2

項目		第1種規制地域	第2種規制地域・第3種規制地域
アドバルーン	大きさ	表示・設置不可	幅1.5m以下かつ縦13m以下
	高さ		気球上端まで40m以下
広告幕	表示面積	5m <sup>2</sup> 以下	30m <sup>2</sup> 以下
	その他	1枚以下	3枚以下
広告旗	大きさ	幅0.6m以下 かつ縦1.8m以下	幅0.6m以下 かつ縦1.8m以下
	高さ	上端まで2.5m以下	上端まで3m以下
	その他	5本以下	10本以下
はり紙、はり札等	表示面積	1面で0.5m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で1m <sup>2</sup> 以下	1面で1m <sup>2</sup> 以下 かつ全面で2m <sup>2</sup> 以下
	その他	10枚以下 かつ同一のものを2枚以上続けて貼り付けない	15枚以下 かつ同一のものを2枚以上続けて貼り付けない
	表示面積	1面で0.5m <sup>2</sup> 以下かつ全面で1m <sup>2</sup> 以下	1面で1m <sup>2</sup> 以下かつ全面で2m <sup>2</sup> 以下
立看板	高さ	上端まで1.5m以下	上端まで2m以下
	その他	3枚以下	5枚以下

# 3 手続内容

## (1) 許可申請

次のいずれかに該当するときは、所定の手続を通じて、該当地域において定められた許可基準（7～10 ページ参照）への適合が求められます。

### ア 広告物等を表示・設置・改造するとき（条例第 7 条第 1 項）

広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとするときは、市長の許可が必要になります。（11、12 ページに示す適用除外となるものを除く。）

### イ 許可を受けた広告物等を変更・移転するとき（条例第 12 条）

広告物等を変更し、又は移転しようとするときは、市長の許可が必要となります。

（11、12 ページに示す適用除外となるもの、当該広告物を廃止しようとするときを除く。）

ただし、既設の広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴わない修繕、補強又は塗替えをするときは不要です。

### ウ 許可期間満了後、継続して広告物等を表示・設置するとき（条例第 13 条）

下表に示す許可の期間を満了した後、引き続き、当該広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、更新の許可が必要となります。

許可期間 5年
はり紙、はり札等、広告旗、立看板、アドバルーン 6ヶ月

#### <補足メモ> 既存の広告物等に対する考え方

条例の施行日前（平成 24 年 9 月 30 日以前）から既に表示・設置されている広告物等（いわゆる既存の広告物等）については、引き続き、表示・設置しておくことができます（許可申請は不要）。

ただし、これを改造しようとするときは、許可申請が必要となります。「改造」とは、条例の施行日以後（平成 24 年 10 月 1 日以後）、既存の広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴う修繕、補強、塗替え又は移設のことをいいます。これにより許可を受けた広告物等は、所定の許可期間満了後、引き続き表示・設置するときには、その都度更新の許可が必要となってきます。

また、改造を行わない広告物等についても、当該広告物等の設置者等には、これを良好な状態に保持する義務が生じる（15 ページ参照）とともに、当該広告物等が、禁止物件（3 ページ参照）や禁止広告物（4 ページ参照）に該当する場合には、条例違反となりますので、ご留意ください。

## (2) 許可申請に必要な添付書類（規則第 4 条）

許可申請を行う際は、申請書（様式第 1 号）のほか次の図書※を添付してください。

- ・付近の見取図（計画している場所がわかるもの）
- ・現況写真（広告物設置前の状況がわかるもの）
- ・配置図（広告物の配置がわかるもの）
- ・広告物の仕様書（形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩、照明等がわかるもの）
- ・屋外広告物安全点検報告書（様式第 1 号の 2：許可の更新時のみ）

※ 当該申請が、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕類、立看板その他軽易な広告物等の申請においては、上記書類等の全部又は一部を省略できる場合もあります。事前に市の窓口にご相談ください。

### (3) 手数料（条例第 27 条）

許可申請には、広告物の種類や大きさに応じて、下表に示す金額の手数料が必要となります。

区分	面積	金額（広告物 1 基につき）
・広告板類 ・広告塔類 ・広告幕類 ・立看板類 ・アーチ類	2 m <sup>2</sup> 未満のもの	800 円
	2 m <sup>2</sup> 以上 5 m <sup>2</sup> 未満のもの	1,300 円
	5 m <sup>2</sup> 以上 10 m <sup>2</sup> 未満のもの	2,100 円
	10 m <sup>2</sup> 以上 15 m <sup>2</sup> 以下のもの	4,100 円
	15 m <sup>2</sup> を超えるもの	4,100 円に、15 m <sup>2</sup> を超える 5 m <sup>2</sup> までごとに 800 円を加えた額
特殊装置を使用している 広告物 (ネオンサイン、 動光・点滅する照明等)	5 m <sup>2</sup> 未満のもの	1,500 円
	5 m <sup>2</sup> 以上 10 m <sup>2</sup> 未満のもの	2,300 円
	10 m <sup>2</sup> 以上 15 m <sup>2</sup> 以下のもの	4,500 円
	15 m <sup>2</sup> を超えるもの	4,500 円に、15 m <sup>2</sup> を超える 5 m <sup>2</sup> までごとに 800 円を加えた額
アドバルーン		3,200 円
はり紙・はり札		10 枚につき 100 円（10 枚未満の端数があるときは、10 枚に切り上げる。）

### (4) 廃止等の届出（条例第 14 条）

次のいずれかに該当するときは、当該事実が生じた日から 10 日以内に、市長への届出が必要となります。

- ① 条例の許可を受けた広告物等の表示又は設置を廃止したとき。
- ② 謾渡その他の理由により、条例の許可を受けた方の地位が承継されたとき。
- ③ 条例の許可を受けた方の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地が変更になったとき。

## (5) 安全管理義務（条例第17条・第18条）

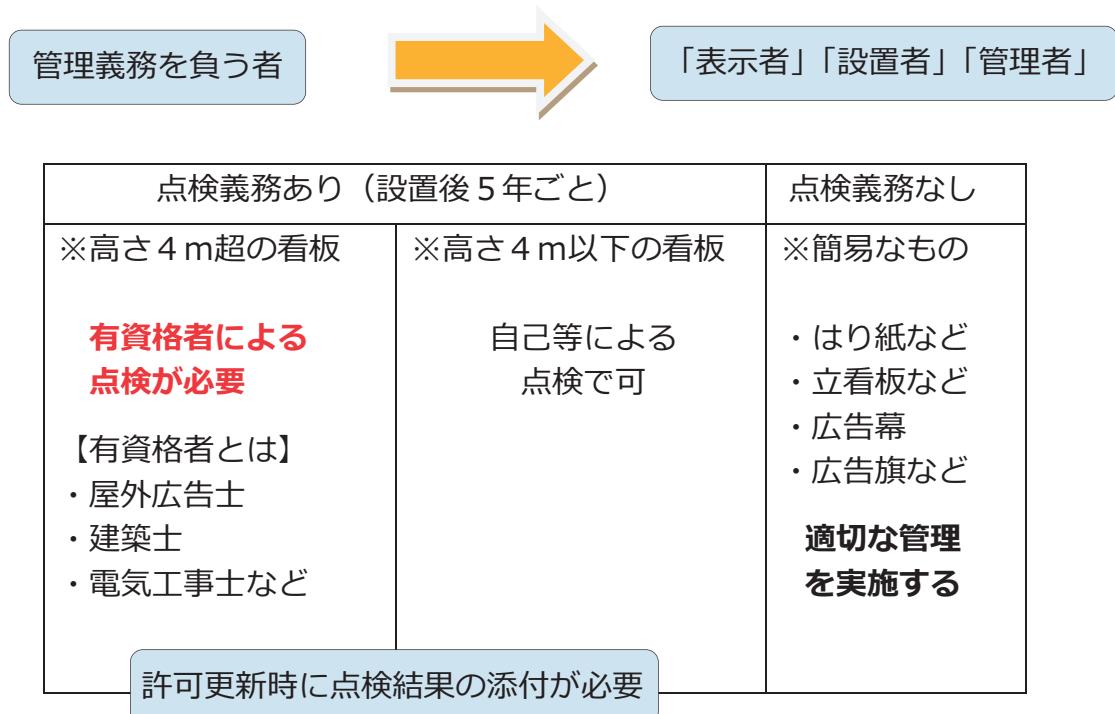
広告物等（屋外広告物又はこれを掲出する物件）の設置者等（表示、設置又は管理する者）は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって広告物等に倒壊又は落下のおそれが生じることのないよう、定期的な安全点検を行う義務があります。

### ・管理義務

屋外広告物の設置者等は、日常から、所有又は管理する広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにして良好な状態を保持しなければなりません。

### ・点検義務

屋外広告物の倒壊、落下は重大な事故につながります。そのため設置者等は日常の管理義務に加え、危害防止等のため定期的に安全点検を実施しなければなりません。



## ○屋外広告業の登録（長野県屋外広告物条例）

### ・屋外広告業の登録事務

安曇野市内で屋外広告業を営む場合には、長野県知事による登録を受けなければなりません。

### ・業務主任者の選任

屋外広告業を営む場合には、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。業務主任者には、屋外広告士又は長野県・他の都道府県・政令指定都市・中核市の行った屋外広告物講習会の課程を修了した者又は次に掲げるいずれかを満たす者から選任する必要があります。

○職業能力開発促進法に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

○講習会修了者と同等以上の知識を有する者として知事が認定した者

## (6) 違反等に対する措置・罰則

### ア 許可の取消し（条例第15条）

条例の許可を受けた方が、次のいずれかに該当する場合は、その許可が取り消される場合があります。

- ・虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき
- ・許可の更新の申請義務に違反したとき
- ・変更の許可の申請義務に違反したとき

### イ 許可の失効（条例第16条）

条例の許可は、次のいずれかに該当する場合は、その許可の効力を失います。

- ・許可の期間を満了したとき
- ・広告物等の廃止の届出があったとき

### ウ 除却等の義務（条例第19条）

広告物等の設置者等は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければなりません。

- ・許可が取り消されたとき
- ・許可が効力を失ったとき
- ・広告物等の表示・設置が必要でなくなったとき

### エ 違反に対する措置命令（条例第20条）

条例に違反した広告物等の設置者等に対しては、当該広告物等の表示・設置・改造の停止や、5日以上の期限を定め、それらの除却その他良好な景観の形成、風致の維持、又は公衆に対する危害防止のために必要な措置が命じられます。

### オ 罰則（条例第29条・第30条・第31条）

#### ① 50万円以下の罰金

禁止物件又は許可申請の違反に対する措置命令に違反した者

#### ② 30万円以下の罰金

- ・禁止物件又は許可申請に違反した者
- ・①以外の措置命令に違反した者
- ・立入検査を拒否・妨害・忌避した者

上記罰則は、当該違反者の雇用主も対象となります（両罰規定）。



違反に対する措置命令・罰則に至るケース

# 参考 許可基準に関する用語の補足説明

## ・自己用広告物

自己の事業について、自己の事業所の敷地内に表示、設置する広告物。

上記の場所以外に表示、設置する広告物については、自己所有地であっても、自己用以外の広告物となります。

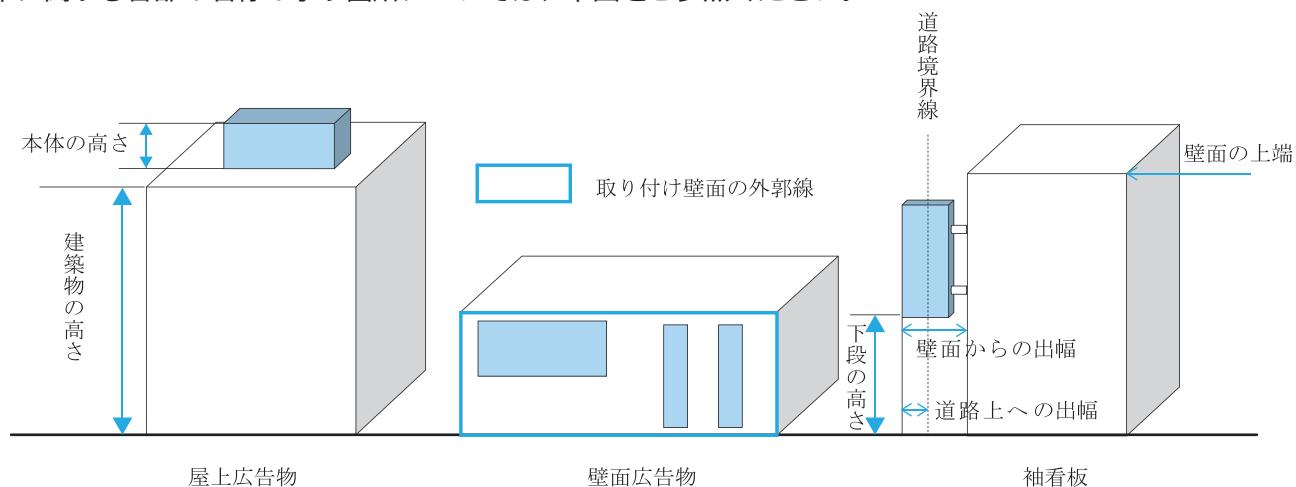
## ・1敷地

1敷地とは、独立した店舗や事業所1棟（倉庫・車庫など付属建物を含む。）が管理する敷地をいいます。別棟で独立した複数の事業所が駐車場等の敷地を共有する場合は、独立した事業所ごとに1敷地あたりの表示面積の合計を計算します。

（第1種規制地域で複数の独立した事業所が1つの敷地を共有している場合、事業所ごとに10m<sup>2</sup>まで広告物の設置が可能。）

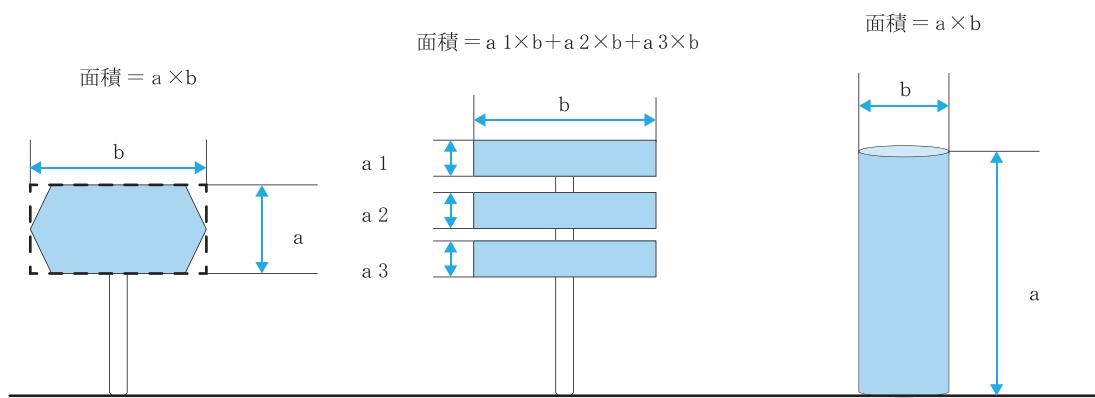
## ・各部の名称の示す箇所

基準に関する各部の名称の示す箇所については、下図をご参照ください。



## ・表示面積

地上に設置する広告物を例に、1面での表示面積の計算方法を示します。



## ・照明

照明には、広告物の内側から照らす「内照式」と、外側から照らす「外照式」があります。一般的には、間接照明となる「外照式」の方が景観になじみやすいといえます。

## ・地色

「地色」とは、広告物に使用される色のうち、使用面積が最大のものをいいます。

# マンセル値とは

## ・マンセル値の定義

マンセル値とは、日本産業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による色彩の表し方です。色相、明度、彩度の3属性によって全ての色彩を表すことができます。安曇野市屋外広告物条例では、「彩度」を規制しています。

## ・色相（色あい）

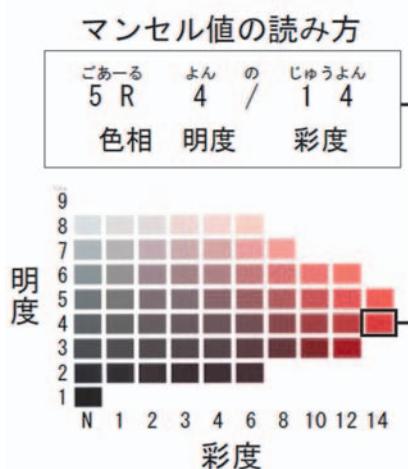
10の色相によって色の様相を表します。無彩色（白やグレーなどの色味のない色）はNで表します。

## ・明度（明るさ）

色彩の明るさを表します。完全な黒を明度0、完全な白を明度10としています。

## ・彩度（鮮やかさ）

色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなります。



# その他の法令などにより手続きが必要な場合があります

- ・自然公園法及び自然公園条例に規定される国立公園、国定公園、県立公園の区域内に広告物を表示設置する場合、表示設置する場所が特別地域に指定されていれば許可の申請が、普通地域であれば届出が必要です。
- ・道路区域内に屋外広告物を表示する場合には、道路法第32条の規定により道路占用許可申請が必要となります。
- ・安曇野市景観条例に基づく景観形成住民協定の認定を受けた地区内には、屋外広告物の表示設置にあたって独自の基準を設けている場合があります。
- ・高さ4mを超える地上設置広告物を設置する場合には、建築基準法第88条の規定により工作物の確認申請が必要です。
- ・高さ5mを超える地上設置広告物を設置する場合には、安曇野市景観条例に基づく届出の提出が必要です。安曇野市景観条例については、19、20ページに概要を記載しています。
- ・地上設置広告物を設置しようとする場合、設置する場所によっては農業振興地域の整備に関する法律及び農地法による手続きを事前に経なければなりません。

# 参考 安曇野市景観条例について

## 安曇野市景観計画について

### ・景観計画策定の背景と経過

良好な景観は、美しく風格のある地域の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、次の世代へ受け継ぐべき地域共通の財産です。

そのような良好な景観の形成を図るため、平成 16 年に景観法が制定されました。安曇野市では、より主体的かつ総合的な景観施策を行うため、平成 22 年に景観行政団体へ移行し、平成 23 年に安曇野市景観条例及び安曇野市景観計画を施行しました。また、令和 3 年にはこれまでの成果や課題等を踏まえ、景観計画を改定しました。

### ・計画の目的と趣旨

本計画は、まちづくりの目標である「山岳と田園の育むよさを大切にし、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」を実現するため、景観づくりの視点から、市民、事業者、行政等が協働で取り組むべき内容をとりまとめたものです。

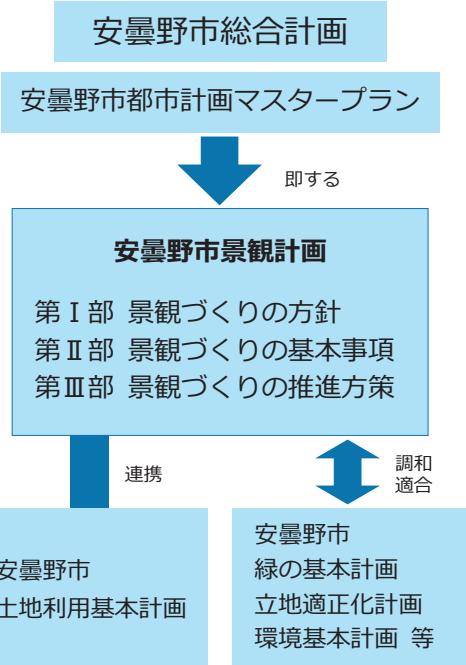


図 景観計画の位置付け

## 建物色彩の基準について

○屋根及び壁面の基調色については、景観計画に定められたマンセル値の範囲内にしてください。

ただし、強調色（各面の立面積の 1/10 以下）、本地域の伝統的な色彩、非着色の素材色は、適用除外とします。

### 〈景観になじみやすい色彩の例〉

	無彩色	有彩色	
屋根 低彩度・低明度の色彩を用いましょう。	 明度 3~4 ブラック ダークグレイ	 彩度 2 以下 ブラウン、ダークグリーン	
外壁 景観になじみやすい低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いましょう。 エリアの特性や建築物の用途に応じた色選びを行いましょう。	 明度 5~9 グレイ	 色相 R/YR/Y、彩度 4 以下 ベージュ、ライトブラウン   田園・山麓山間部エリアでは 彩度 1 以下が望ましい。 カラードグレイ	

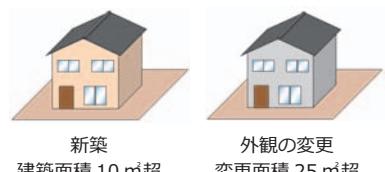
彩度	度	推奨基準			遵守基準		
		まちなか		田園・山麓	市内共通		
		屋根	外壁	屋根	外壁	屋根	外壁
R 赤		3	4	3	3	8	6
YR 黄赤		3	6	3	6	8	6
Y 黄		2	3	2	2	4/6	4
GY 黄緑		2	1	1	1	4	4
G 緑		2	1	1	1	4	3
BG 青緑		2	1	1	1	4	3
B 青		2	1	1	1	4	3
PB 紫青		2	1	1	1	4	3
P 紫		2	1	1	1	4	3
RP 赤紫		2	2	2	1	4/6	4
明度		2~6	4~9	2~5.5	5~9	8	-

※ 屋根遵守彩度：5Y 以下-6・5Y 超-4、10RP 未満-4・10RP-6

## 届出対象（抜粋）

安曇野市内全域で下記の行為を行おうとする場合には、着手の 30 日前までに届出が必要です。

	行為の書類	届出対象規模
建築物	新築・増築	建築面積 10 m <sup>2</sup> 超
	外観の変更 (既存と同一の色彩で塗り替える場合も含む)	変更面積 25 m <sup>2</sup> 超



# 届出方法

## ・提出書類

行為の種類に応じて、次の書類を正副2部提出してください。

名称	内容	新築・増築	外観の変更
行為の届出書	景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）	○	○
位置図	行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（1/2,500以上）	○	○
配置図	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（1/100以上）	○	△
立面図	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（1/100以上）	○	△
現況写真	行為を行う土地及びその周辺状況を示す写真（2方向以上から撮影）	○	○
外構平面図	植栽、門、垣、柵、塀、敷地内通路等の敷地内の外部構成を表示した図面（1/100以上）	△	—
屋外施設図	屋外の配管、室外機その他の設備の位置形状等を明らかにする図面	△	—
完成予想図	市長が指示する地点からその敷地及び周辺を撮影した写真に、その建築物又は工作物の透視図を合成し、将来の景観を予想した図面	△	—
開発設計図書	都市計画法施行規則第16条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図	△	—
チェックシート	エリア及び種別に応じた様式を使用すること	○	○
委任状	届出者以外が届け出る場合のみ提出	△	△

○：提出が必要な図書 △：必要に応じて提出が求められる図書 / 提出書類は全て押印省略可

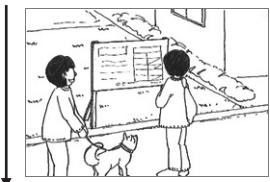
## ・手続きの流れ

### ①届出書の提出



- 正本・副本の2部提出してください
  - ・着手の30日前までに提出してください。
  - ・土地利用条例第24条第1項に基づく承認手続きが必要な場合は、開発事業案の提出後でないと景観条例の届出はできません。

### ②標識の設置



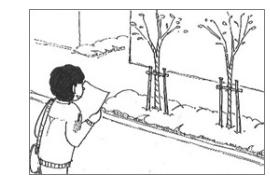
- 現場に標識を設置してください
  - ・届出提出後7日以内に、景観条例の標識を作成し、見やすい場所に設置してください。
  - ・短縮通知が交付されるまでの間、設置してください。

### ③短縮通知の交付



- 基準に適合している場合、着手制限期間（届出後30日間）を短縮します
  - ・着手制限期間短縮通知が交付されるまでは、工事に着手できません。
  - ・景観計画に定める制限に適合していない場合は、変更の勧告や命令を行う場合があります。

### ④行為完了届の提出



- 工事完了後に行行為完了届を提出してください
  - ・完了届の受付後に、現場の確認を行います。行為が景観計画の基準に適合していない場合は、適合するよう指導する場合があります。



朝が好きになる街

# 安曇野

## 安曇野市屋外広告物条例のしおり

発行年月 平成 24 年 4 月 (第 1 版)  
令和 5 年 4 月 (第 2 版)

発 行 安曇野市  
編 集 安曇野市 都市建設部 建築住宅課 建築景観係  
〒399-8281  
長野県安曇野市豊科 6000 番地  
電 話 : 0263-71-2242 F A X : 0263-72-3569  
E メール : kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp